

さっぽろばんけいスキー場

提携スクール登録制度

取扱要綱

2025/2026

2024年9月12日 制定

2025年9月26日 改定

## さっぽろばんけいスキー場 提携スクール登録制度

### 【目的】

#### 第1条

さっぽろばんけいスキー場（以下「当スキー場」という。）におけるお客様の体験の質を保証し、安全性及び楽しさを維持・向上させることを目的とします。

### 【提携スクール登録制度とは】

#### 第2条

本制度は、2024-2025 シーズン中において、当スキー場エリア内で収益活動および販売促進活動を行うためのライセンスを提供するものです。

### 【収益活動・販売促進活動の定義】

#### 第3条

収益活動および販売促進活動とは、個人または企業を問わず、当スキー場の施設およびゲレンデを利用して行われるスキーまたはスノーボードのレッスン提供且つ、参加費が有料の場合を指します。

### 【提携スクール登録制度への登録条件】

#### 第4条

登録に際しては、以下に定める登録条件を満たす必要があります。

(1) 保険加入

一般賠償責任保険に加入していること。

(2) 資格保持

レッスンを行うすべてのインストラクターは、日本国内または国際的なスキーおよびスノーボード団体が発行する指導員資格を保有する者であるか、またはこれらの機関が認めた有資格者が認定した者であり、その有資格者の監督下にてレッスンを行うこと。

(3) 法的就労許可

申請者が雇用または業務委託するすべての従業員およびインストラクターは、日本国内で法的に就労許可を得ている者であること。

(4) 法令順守

申請者が雇用または業務委託するすべての従業員およびインストラクターは、日本国内において法令に違反する行為を行わない者であること。

(5) 制服着用

レッスンをを行うすべてのインストラクターは、勤務中に申請者が指定する制服またはそれに準ずるもの（ビブ又は腕章等）を着用していること。

**【適用除外】**

**第5条**

以下の場合には、登録を必要としません。

- (1) 学校教師が学校の授業として生徒に対して一時的・短期間にレッスンをを行う場合
- (2) 地域のスポーツ団体やスキー連盟等の活動で練習会又は講習会等を行う場合
- (3) 当スキー場が事前に許可した場合

**【行動規範】**

**第6条**

登録者は、以下の項目を含む当スキー場の約款を遵守しなければなりません。

- (1) 日本の法規を遵守すること。
- (2) 当スキー場の運営に協力し、指示に従うこと。
- (3) コース規制ネットやロープをくぐる、乗り越えるなどの禁止行為を行わないこと。
- (4) 常にインストラクターおよびレッスンの質の向上に努めること。
- (5) レッスンを行う場合、コースの使用方法は当スキー場の定めた利用方法に限ること。

**【警告および登録取消し】**

**第7条**

お客様の体験の質および登録者の保護を目的として、第4条に定める登録条件および第6条に定める行動規範に反する行為を行った場合、警告を発し、従わない場合は登録を取り消します。その際、返金は一切行いません。

**【未登録者について】**

**第8条**

当スキー場エリア内において、収益活動・販売促進活動を未登録で実施する事を禁じます。

未登録で収益活動・販売促進活動をしている個人・企業が確認された場合、その個人・企業に対しては警告を行い、これに従わない場合は、利用しているシーズン券およびリフト券を無効とし、当該シーズン期間におけるスキー場利用をお断りします。

この場合、いかなる理由があっても返金は行いません。

## 【レッスンについて】

### 第9条

レッスンを行う際は、以下の項目を遵守しなければなりません。

- (1) ゲレンデおよびリフト乗り場では、一般のお客様を優先し、他のレッスングループとは相互に譲り合い、レッスンを行うこと。
- (2) 当スキー場の施設利用におけるルールおよびマナーの遵守を徹底すること。
- (3) インストラクターは、必ず第10条に定める商用シーズン券Ⅰ、商用シーズン券Ⅱ、インストラクター用1日券のいずれかを使用すること。

## 【料金 - 登録料及びチケット料】

### 第10条

#### <登録料>

区分	登録料	内容
商用登録 A	88,000 円	・スキー場での営業行為（レッスン）の許可 ・商用シーズン券Ⅰ・Ⅱの購入権利 ・インストラクター用1日券の購入権利
商用登録 B	55,000 円	・スキー場での営業行為（レッスン）の許可 ・商用シーズン券Ⅰ・Ⅱの購入権利

#### <チケット料>

区分	チケット料	内容
商用シーズン券Ⅰ	50,160 円	・顔写真付商用シーズン券 (顔写真の本人のみ利用可能)
商用シーズン券Ⅱ	100,320 円	・顔写真無し商用シーズン券 (共用可能)
インストラクター用 1日券	1,600 円	・商用登録A スクールのスタッフ名簿記載者のみ、レッスン開催日に購入可能

#### 料金に関する注意事項

- (1) 価格は全て税込みです。
- (2) インストラクター用1日券は、商用登録 A を選択した場合のみ購入可能です。
- (3) インストラクター用1日券の購入は、登録スクールのインストラクターがレッスンを行う際に限り使用できます。
- (4) 商用登録 B を選択した場合、インストラクター用1日券の購入はできません。
- (5) レッスンや大会等のイベントにおいて、コースの貸し切り利用や造成整備が必要な場合、別途、追加料金が発生することがあります。これらを希望される場合は、必ず事前に当スキー場管理事務所に申告し、必要な手続きを行ってください。

## 【登録方法】

### 第11条

提携スクール登録の受付は事前予約制で承ります。詳細は以下のとおりです。

#### ○受付場所

さっぽろばんけいスキー場 管理事務所（センターロジ3階）

- ・受付時間 9時～17時
- ・住所 〒064-0945 札幌市中央区盤渓410番地
- ・連絡先 電話：011-641-5100 メール：[bankei@bankei.co.jp](mailto:bankei@bankei.co.jp)
- ・担当 スキー場事業部 酒井・小林

#### ○必要書類

<受付日2日前までに提出>※メールまたは郵送

- ・提携スクール登録申込書（様式1）
- ・組織名簿（様式2）
- ・インストラクター名簿（様式3）
- ・商用リフト券購入申込書（様式4）

<受付日までに提出>

- ・一般賠償責任保険の保険証券のコピー（レッスン期間中有効なもの）
- ・指導員資格証明書（日本国内または国際的なスキー及びスノーボード団体が発行したもの）※レッスンをを行うインストラクター全員分
- ・就労資格証明書 ※外国人の方のみ

#### ○お支払い方法

- ・現金・クレジットカード払い ※受付日当日
- ・口座振込払い ※受付日3日前まで

[振込口座]

北海道銀行 琴似支店 普通口座 口座番号：1271117

口座名義：サッポロバンケイカブ) バンケイスキージョウ

## 【登録内容変更時の取扱い】

### 第12条

シーズン途中に、登録内容に変更があった場合は、速やかに届け出てください。  
登録人数の減少による商用登録料および商用リフト券の返金はいたしません。